

目

次

	頁
第 3 1 号議案 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例	148
第 3 2 号議案 埼玉県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	165
第 3 3 号議案 児童福祉法施行条例の一部を改正する条例	166
第 3 4 号議案 埼玉県健康づくり安心基金条例を廃止する条例	175
第 3 5 号議案 医療法施行条例の一部を改正する条例	176
第 3 6 号議案 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	177
第 3 7 号議案 埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例	178
第 3 8 号議案 埼玉県建築基準法施行条例の一部を改正する条例	182
第 3 9 号議案 埼玉県工業用水道料金徴収条例の一部を改正する条例	184
第 4 0 号議案 埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例の一部を改正する条例	185
第 4 1 号議案 埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例	186
第 4 2 号議案 埼玉県公立学校情報機器整備基金条例	187
第 4 3 号議案 埼玉県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例	189
第 4 4 号議案 埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部を改正する条例	190

第三十一号議案

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例

第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例(平成二十四年埼玉県条例第六十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四百九十九条の四」を「第四百九十九条の五」に改める。

第八条中「「同条」とあるのは「省令第七条において準用する省令第五条」」を「「第五条に」とあるのは「第七条において準用する省令第五条に」」に改める。

第二十六条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 指定居宅介護の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮すること。

第二十七条第一項中「次項及び第三項並びに第三十一条第三項」を「以下この款」に改め、同条第二項中「当該居宅介護計画を」の下に「利用者及びその同居の家族並びに当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援（法第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援をいう。以下同じ。）又は指定障害児相談支援（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十四条の二十六第二項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を行う者（以下「指定特定相談支援事業者等」と総称する。）に」を加え、同条第三項中「、居宅介護計画」を「、第一項の居宅介護計画の」に改める。

第三十一条に次の一項を加える。

4 サービス提供責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第四十四条の二中「及び第一百十条の二」を「、第一百十条の二及び第四百九十九条の三」に改める。

第五十九条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 指定療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第六十条第一項中「この条、次条及び第九十八条の六」を「この章」に改め、同条第二項中「行い」を「行うとともに」、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同条第十項中「第七項」を「第八項」に、「第八

項」を「第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条中第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、同条第七項中「利用者」の下に「及び指定特定相談支援事業者等」を加え、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「利用者」の下に「及び当該利用者」を、「開催し」の下に「、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

第六十一条に次の一項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第八十七条の二第一項中「障害者就業・生活支援センター」の下に「（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第二十七条第二項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）」を加える。

第九十五条中「第六十一条」を「第六十一条第一項」に改める。

第九十五条の四中「第四百四十九条の三」を「第四百四十九条の四」に改める。

第六十六条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 指定短期入所事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第六十七条を次のように改める。

（実施主体）

第六十七条 実施主体に係る基準は、省令第三百三十条に規定する基準の例によることとする。

第六十二条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 指定重度障害者等包括支援事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

い。
第二百一十一条第二項中「当該重度障害者等包括支援計画を」の下に「利用者及びその同居の家族並びに指定特定相談支援事業者等に」を加える。

第二百二十三条中「第三十条」の下に、「第三十一条第四項」を加える。

第四百四十九条中「同条第八項」を「同条第九項」に、「第六十一条」を「第六十一条第一項」に改める。

第四百四十九条の二中「次条及び第四百四十九条の四」を「以下この款」に改める。

第四百四十九条の四中「第六十二条の四」を「第六十二条の五」に、「第四百四十九条の四」を「第四百四十九条の五」に改め、同条を第四百四十九条の五とする。

第四百四十九条の三中「第六十二条の三」を「第六十二条の四」に改め、同条を第四百四十九条の四とし、第四百四十九条の二の次に次の一条を加える。

（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者の基準）

第四百四十九条の三 共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者（指定居宅サービス等基準第百十一条第一項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。）が当該事業に関して満たすべき基準は、省令第六十二条の三に規定する基準の例によることとする。

第二百五十条中「基準該当障害福祉サービス（）」の下に「省令第六十三条の三に規定する病院等基準該当自立訓練（機能訓練）及び」を加える。

第二百五十条の二の次に次の一条を加える。

（病院又は診療所における基準該当障害福祉サービス（自立訓練）に関する基準）

第二百五十条の三 病院又は診療所における基準該当障害福祉サービス（自立訓練）に関する基準は、省令第六十三条の三に規定する基準の例によることとする。

第二百五十九条中「同条第八項」を「同条第九項」に、「第六十一条」を「第六十一条第一項」に改める。

第六十八条第二項中「（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第二十七条第二項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）」を削る。

第七十二条中「同条第八項」を「同条第九項」に、「第六十一条」を「第六十一条第一項」に改める。

第八十五条中「、第四百四十七条及び第七十一条」を「及び第四百四十七条に、「第六十一条」を「第六十一条第一項」に改める。

第九十条中「第八十一条から」を「第八十条から」に、「第六十一条」を「第六十一条第一項」に改め、「省令第六十条」との下に「、第八十条中「第九十二条」とあるのは「第二百二条において準用する省令第九十二条第六項」とを加える。

第九十四条中「第三項」を「第四項」に、「第八十一条から」を「第八十条から」に、「第六十一条」を「第六十一条第一項」に改め、「省令第六十条」との下に「第八十条中「第九十二条」とあるのは「第二百六条において準用する省令第九十二条第六項」とを加える。

第九十四条の六に次の一項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第九十四条の十七を次のように改める。

第九十四条の十七 削除

第九十四条の十八の見出し中「訪問」を「訪問等」に改め、同条中「おおむね週に一回以上、」を「定期的に」に改め、「により」の下に「、又はテレビ電話装置等を活用して」を加える。

第九十四条の二十中「第六十条中」を「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、第六十条中」に、「同条第八項」を「同条第九項」に、「第九十四条の六中」を「第九十四条の六第一項中」に改める。

第九十五条中「又は食事の介護」を「若しくは食事の介護」に改め、「効果的に」の下に「行い、又はこれに併せて、居室における自立した日常生活への移行を希望する入居者につき当該日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談、住居の確保に係る援助その他居室における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に」を加える。

第九十八条の二第三項中「必要な援助」の下に「を行い、又はこれに併せて居室における自立した日常生活への移行後の定着に必要な援助」を加える。

第九十八条の五第一項中「次項」を「第三項」に改め、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 指定共同生活援助事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第九十八条の六に次の一項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第九十八条の六の次に次の一条を加える。

(地域との連携等)

第百九十八条の七 地域との連携等に係る基準は、省令第二百十条の七に規定する基準の例によることとする。

第百九十八条の四を次のように改める。

(協力医療機関等)

第百九十八条の四 協力医療機関等に係る基準は、省令第二百十二条の四に規定する基準の例によることとする。

第百九十八条中「、第七十六条」を削り、「第百九十八条の四第一項」を「省令第二百十二条の四第一項」に改める。

第百九十八条の二中「入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助」を「相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居室における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助」に改める。

第百九十八条の二の二中「又は食事の介護」を「若しくは食事の介護」に改め、「の援助」の下に「又はこれに併せて行われる居室における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助」を加える。

第百九十八条の二の九を次のように改める。

(地域との連携等)

第百九十八条の二の九 地域との連携等に係る基準は、省令第二百十三条の十に規定する基準の例によることとする。

第百九十八条の二の十中「、第七十六条」を削り、「第百九十八条の二の十において準用する第百九十八条の四第一項」を「省令第二百十三条の十一において準用する省令第二百十二条の四第一項」に、「読み替える」を「、第百九十八条の四中「第百九十八条の四」とあるのは「第百九十八条の十一において準用する省令第二百十二条の四」と読み替える」に改める。

第百九十八条の二の十一中「援助及び」を「援助又はこれに併せて行われる居室における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助及び」に改める。

第百九十八条の三中「又は食事の介護」を「若しくは食事の介護」に改め、「の援助」の下に「又はこれに併せて行われる居室における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助」を加える。

第百九十八条の十二中「、第七十六条」を削り、「第百九十八条の十二において準用する第百九十八条の四第一項」を「省令第二百十三条の二十二において準用する省令第二百十二条の四第一項」に、「及び同条第二項中」を「及び同条第三項中」に、「第百九十八条の六」を「第百九十八条の六第一項」に、「、第百九十九条」

を「、第九十八条の七中「第二百十条の七」とあるのは「第二十三条の二十二において準用する省令第二百十条の七」と、第九十九条」に、「読み替える」を「、第二百十条の四中「第二百十二条の四」とあるのは「第二十三条の二十二において準用する省令第二百十二条の四」と読み替える」に改める。

第二百二条中「、指定医療型児童発達支援事業所（指定通所支援基準第五十六条に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。）」を削る。

第二百十条第一項中「第三項を」を「第四項を」に、「同条第八項」を「同条第九項」に、「第六十一条」を「第六十一条第一項」に改める。

第二百十条の二第一項中「第四百九十九条の四」を「第四百九十九条の五」に改める。

第二百十二条中第四項を第六項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4 指定障害者支援施設等は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第七十七条第三項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。

5 指定障害者支援施設等は、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。

第二百三十四条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 指定障害者支援施設等は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第二百三十五条第二項中「行い」を「行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、サービス管理責任者は、省令第二十四条の三第一項の地域移行等意向確認担当者（以下この款において「地域移行等意向確認担当者」という。）が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとする。

第二百三十五条第十項中「第七項」を「第八項」に、「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条中第九項を第十項とし、第八項を第九項

とし、同条第七項中「利用者」の下に「及び当該利用者に対して指定計画相談支援を行う者」を加え、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「利用者」の下に「及び当該利用者」を、「担当者等」の下に「（地域移行等意向確認担当者を含む。）」を、「開催し」の下に「、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

第二百三十六条に次の一項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第二百三十六条の次に次の二条を加える。

（地域との連携等）

第二百三十六条の二 地域との連携等に係る基準は、省令第二十四条の二に規定する基準の例によることとする。

（地域移行等意向確認担当者の選任等）

第二百三十六条の三 地域移行等意向確認担当者の選任等に係る基準は、省令第二十四条の三に規定する基準の例によることとする。

第二百五十九条を次のように改める。

（協力医療機関等）

第二百五十九条 協力医療機関等に係る基準は、省令第四十六条に規定する基準の例によることとする。

第二百六十六条を次のように改める。

第二百六十六条 削除

第二百八十四条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

第二百八十五条第一項中「第十二条第一項第五項」を「第十二条第一項第五号」に改め、同条第二項中「行い」を「行うとともに」、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同条第十項中「第七項」を「第八項」に、

「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条中第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、同条第七項中「利用者」の下に「及び指定特定相談支援事業者等」を加え、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「利用者」の下に「及び当該利用者」を、「開催し」の下に「、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならぬ。

第二百八十六条に次の一項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第三百十八条中「第二百八十六条」を「第二百八十六条第一項」に改める。

第三百二十二条第一項中「第三百三十一条」を「第三百二十九条の二」に改める。

第三百二十三条及び第三百二十八条中「同条第八項」を「同条第九項」に、「第二百八十六条」を「第二百八十六条第一項」に改める。

第三百二十九条の次に次の一条を加える。

(規模)

第三百二十九条の二 就労移行支援の事業を行う者（以下この節において「就労移行支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労移行支援事業所」という。）は、十人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

第三百三十条中「次条に規定する」を削る。

第三百三十一条中「就労移行支援の事業を行う者（以下この節において「就労移行支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労移行支援事業所」という。）を「就労移行支援事業者が就労移行支援事業所」に改める。

第三百三十七条中「第三百五条まで」を「第三百四条まで」に、「同条第八項」を「同条第九項」に、「第二百八十六条」を「第二百八十六条第一項」に改め、

「、第三百五条ただし書中「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。）」とを削り、「第三百八条中」の下に「生

活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。）」と、「」を加える。

第三百五十二条及び第三百五十五条中「第二百八十六条」を「第二百八十六条第一項」に改める。

第三百五十六条第一項中「、指定医療型児童発達支援（指定通所支援基準第十五条に規定する指定医療型児童発達支援をいう。）の事業」を削る。

第三百九十四条中第四項を第六項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4 障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第七十七条第三項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。

5 障害者支援施設は、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。

第四百九条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 障害者支援施設は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

第四百十条第一項中「第十一条第二号イ(3)」を「第十一条第一項第二号イ(3)」に改め、同条第二項中「行い」を「行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、サービス管理責任者は、省令第十九条の三第一項の地域移行等意向確認担当者（以下この節において「地域移行等意向確認担当者」という。）が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとする。

第四百十条第十項中「第七項」を「第八項」に、「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条中第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、同条第七項中「利用者」の下に「及び当該利用者に対して指定計画相談支援を行う者」を加え、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「利用者」の下に「及び当該利用者」

を、「担当者等」の下に「（地域移行等意向確認担当者を含む。）」を、「開催し」の下に「、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

第四百十一条に次の一項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第四百十一条の次に次の二条を加える。

（地域との連携等）

第四百十一条の二 地域との連携等に係る基準は、省令第十九条の二に規定する基準の例によることとする。

（地域移行等意向確認担当者の選任等）

第四百十一条の三 地域移行等意向確認担当者の選任等に係る基準は、省令第十九条の三に規定する基準の例によることとする。

第四百三十一条を次のように改める。

（協力医療機関等）

第四百三十一条 協力医療機関等に係る基準は、省令第三十八条に規定する基準の例によることとする。

第四百三十五条を次のように改める。

第四百三十五条 削除

第二条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を次のように改正する。

目次中 「第五款 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第一百六十条―第（条）

「第五款 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第一百六十条―第（条）

第九節の二 就労選択支援

百六十一 第一款 基本方針（第一百六十一条の二）

第二款 人員に関する基準（第一百六十一条の三・第一百六十一条

第三款 設備に関する基準（第一百六十一条の五）

第四款 運営に関する基準（第六十一条の六―第六十一条―第六十一

の四）に、「第五節 自立訓練（生活訓練）（第三百二十四条―第三百

の九）

二十八条）」を「第五節 自立訓練（生活訓練）（第三百二十四条―第三百二十

五節の二 就労選択支援（第三百二十八条の二―第三百二十

八条）

に改める。

八条の八）」

第四条第一項中「及び第八節」を、「第八節、第九節及び第十節」に改める。

第三章第九節の次に次の一節を加える。

第九節の二 就労選択支援

第一款 基本方針

第六十一条の二 就労選択支援に係る指定障害福祉サービス（以下この節において「指定就労選択支援」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第六条の七の二に規定する者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに施行規則第六条の七の三に規定する事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、施行規則第六条の七の四に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。

第二款 人員に関する基準

（従業者の員数）

第六十一条の三 指定就労選択支援の事業を行う者（以下この節において「指定就労選択支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所に置くべき従業者の員数に係る基準は、省令第七十三条の三に規定する基準の例によることとする。

（準用）

第六十一条の四 第五十二条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。この場合において、同条中「第五十一条」とあるのは、「第七十三条の四において準用する省令第五十一条」と読み替えるものとする。

第三款 設備に関する基準

(準用)

第六十一条の五 第八十三条(第二項第六号及び第四項を除く。)の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。この場合において、同条第一項中「静養室、医務室」とあるのは、「静養室」と読み替えるものとする。

第四款 運営に関する基準

(実施主体)

第六十一条の六 指定就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であつて、過去三年以内に当該事業者の事業所の三人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると知事が認める事業者でなければならない。

(評価及び整理の実施)

第六十一条の七 指定就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに施行規則第六条の七の三に規定する事項の整理(以下この款において「アセスメント」という。)を行うものとする。

2 障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、指定就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもって、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、指定就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。

3 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。

4 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならぬ。

(関係機関との連絡調整等の実施)

第六十一条の八 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、

必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。

2 指定就労選択支援事業者は、法第八十九条の三第一項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めなければならない。

(準用)

第百六十一条の九 第十条から第二十一条まで、第二十四条、第二十九条、第三十四条の二、第三十六条の二から第四十二条まで、第五十九条、第六十二条、第六十八条、第七十条から第七十二条まで、第七十六条、第七十七条(第二項第一号を除く。)、第八十六条、第八十七条、第八十八条から第九十四条まで、第四十六条及び第五十七条の二の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第十条中「第九条」とあるのは「第七十三条の九において準用する省令第九条」と、第十二条中「第十一条」とあるのは「第七十三条の九において準用する省令第十一条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第六十一条の九において準用する第四十六条第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第六十一条の九において準用する第四十六条第二項」と、第三十四条の二中「第十三条の二」とあるのは「第七十三条の九において準用する省令第三十三条の二」と、第三十六条の二中「第三十五条の二」とあるのは「第七十三条の九において準用する省令第三十六条」と、第四十一条中「第四十条」とあるのは「第七十三条の九において準用する省令第四十条」と、第四十一条の二中「第四十条の二」とあるのは「第七十三条の九において準用する省令第四十条の二」と、第五十九条第一項中「次条第一項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて」とあるのは「利用者の心身の状況等に応じて」と、第七十七条第二項第二号中「第五十五条第一項」とあるのは「第六十一条の九において準用する第二十条第一項」と、同項第三号中「第六十七条」とあるのは「第六十一条の九において準用する第九十条」と、同項第四号中「第七十六条」とあるのは「第七十三条の九」と、同項第五号中「次条」とあるのは「第六十一条の九」と、同項第六号中「第七十六条」とあるのは「第七十三条の九」と、第八十七条中「第八十五条」とあるのは「第七十三条の九において準用する省令第八十五条」と、第九十一条中「第九十四条第一項」とあるのは「第六十一条の九において準用

する第九十四条第一項」と、第九十二条中「第九十条」とあるのは「第七百七十三条の九において準用する省令第九十条」と、第九十四条第一項中「前条」とあるのは「第六百六十一条の九において準用する前条」と、第五百七十七条の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第七十条の二第二項の厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（省令第七十三条の九において準用する省令第七十条の二第一項の厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ。）」と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第七十条の二第二項の厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（省令第七十三条の九において準用する省令第七十条の二第二項の厚生労働大臣が定める者を除く。）」と読み替えるものとする。

第七十一条の次に次の一条を加える。

（就労選択支援に関する情報提供）
第七十一条の二 指定就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。

第八十五条中「及び第四百七十七条」を「、第四百七十七条及び第七十一条の二」に改める。

第九十条中「第四百七十七条及び」を「第四百七十七条、第七十一条の二及び」に改める。

第九十四条中「第四百七十七条、」の下に「第七十一条の二、」を加える。
第二百七十一条第一項中「次節から」の下に「第五節まで及び第六節から」を加える。

第五章第五節の次に次の一節を加える。

第五節の二 就労選択支援

（基本方針）

第二百二十八条の二 就労選択支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第六条の七の二に規定する者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに施行規則第六条の七の三に規定する事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、施行規則第六条の七の四に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。

（規模）

第二百二十八条の三 就労選択支援の事業を行う者（以下この節において「就労

選択支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(次条において「就労選択支援事業所」という。)は、十人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

(職員の配置の基準)

第三百二十八条の四 就労選択支援事業者が就労選択支援事業所に置くべき職員の配置の基準は、省令第六十一条の四に規定する基準の例によることとする。

(実施主体)

第三百二十八条の五 実施主体に係る基準は、省令第六十一条の五に規定する基準の例によることとする。

(評価及び整理の実施)

第三百二十八条の六 就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに施行規則第六条の七の三に規定する事項の整理(以下この節において「アセスメント」という。)を行うものとする。

2 障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもつて、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。

3 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。

4 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。

(関係機関との連絡調整等の実施)

第三百二十八条の七 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。

2 就労選択支援事業者は、法第八十九条の三第一項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社

会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めなければならない。

(準用)

第三百二十八条の八 第二百七十六条、第二百七十七条(第二項第一号を除く。)、第二百八十一条から第二百八十四条まで、第二百八十七条、第二百九十二条から第二百九十四条まで、第二百九十六条から第三百条の二まで、第三百二条から第三百四条まで、第三百六条(第二項第六号及び第四項を除く。)、第三百九条、第三百十一条、第三百十二条及び第三百十三条から第三百七条までの規定は、就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第二百七十七條第二項第二号中「第二十八条第二項」とあるのは「第六十一条の人において準用する省令第二十八条第二項」と、同項第三号中「第二百九十八条第二項」とあるのは「第三百二十八条の人において準用する第二百九十八条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第六十一条の人において準用する省令第三十二条第二項」と、第二百八十四条第一項中「次条第一項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて」とあるのは「利用者の心身の状況等に応じて」と、第二百九十三条の二中「第二十五条の二」とあるのは「第六十一条の人において準用する省令第二十五条の二」と、第二百九十六条中「第二十八条」とあるのは「第六十一条の人において準用する省令第二十八条」と、第二百九十七条中「第二十九条」とあるのは「第六十一条の人において準用する省令第二十九条」と、第三百条中「第三十二条」とあるのは「第六十一条の人において準用する省令第三十二条」と、第三百条の二中「第三十二条の二」とあるのは「第六十一条の人において準用する省令第三十二条」と、第三百条の三「第三十二条の二」と、第三百三条中「第三十五条」とあるのは「第六十一条の人において準用する省令第三十五条」と、第三百六条第一項中「静養室、医務室」とあるのは「静養室」と、第三百十二条中「第四十四条」とあるのは「第六十一条の人において準用する省令第四十四条」と、第三百十六条中「第四十八条」とあるのは「第六十一条の人において準用する省令第四十八条」と読み替えるものとする。

第三百三十六条の次に次の一条を加える。

(就労選択支援に関する情報提供)

第三百三十六条の二 就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。

第三百五十二条中「及び第三百二十一条」を、「第三百二十一条及び第三百三十六条の二」に改める。

第三百五十五条中「第三百二十一条、」の下に「第三百三十六条の二、」を加える。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第百四号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

令和六年二月二十日提出

埼玉県知事 大野 元 裕

提 案 理 由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、指定障害福祉サービス等に係る運営に関する基準等を改定等したいので、この案を提出するものである。

第三十二号議案

埼玉県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

埼玉県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成十八年埼玉県条例第六十七号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

- 4 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の職員の資格に関する基準の特例（（幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の職員の資格に関する基準の特例））
- 4 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園における別表第三号に規定する職員の資格に関する基準については、当分の間、規則で特例を設けることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和六年二月二十日提出

埼玉県知事 大野 元 裕

提 案 理 由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設定及び運営に関する基準に基づき、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の職員の資格に関する基準の特例の制度を設けたいので、この案を提出するものである。

第三十三号議案

児童福祉法施行条例の一部を改正する条例

児童福祉法施行条例（平成二十四年埼玉県条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

「第三節 医療型児童発達支援

第一款 基本方針（第六十一条）

目次中 第二款 人員に関する基準（第六十二条・第六十三条） を「第三節

第三款 設備に関する基準（第六十四条）

第四款 運営に関する基準（第六十五条―第七十条）」

削除」に、「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に、「第

十一節 医療型児童発達支援センター（第二百三十三条―第二百三十六条）」を「第

十一節 削除」に、「第十五節 雑則（第二百五十九条）」を 「第十五節 里親支

第十六節 雑則（

援センター（第二百五十九条―第二百六十四条）

第二百六十五条）

」に改める。

第四条（見出しを含む。）中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

第五条中「指導及び訓練」を「支援をし、又はこれに併せて治療（上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童に対して行われるものに限る。以下この章において同じ。）」に改める。

第九条第一項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同条第二項中「指導訓練室」を「発達支援室」に、「訓練」を「支援」に改める。

第十一条ただし書中「指定児童発達支援事業所」の下に「（児童発達支援センターであるものを除く。）」を加える。

第二十三条第二項中「当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

一 次号に掲げる場合以外の場合 当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額

二 治療を行う場合 前号に掲げる額のほか、当該指定児童発達支援のうち肢体

不自由児通所医療（食事療養（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十

三条第二項第一号に規定する食事療養をいう。）を除く。）に係るものにつき

健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額

第二十四条中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」

に改める。

第二十五条第一項中「の支給」を「又は肢体不自由児通所医療費の支給」に、「の額」を「及び肢体不自由児通所医療費の額」に改める。

第二十六条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（指定児童発達支援の取扱方針）」を付し、同条第一項中「次条第一項」を「第二十七条第一項」に改め、同条第五項中「前項の評価及び改善の内容を」を「自己評価及び保護者評価並びに前項に規定する改善の内容を、保護者に示すとともに、」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「自ら評価」を「指定児童発達支援事業所の従業者による評価を受けた上で、自ら評価（以下この条において「自己評価」という。）」に、「保護者」を「通所給付決定保護者（以下この条において「保護者」という。）」に改め、「による評価」の下に「（以下この条において「保護者評価」という。）」を加え、同項を同条第六項とし、同条中第三項を第五項とし、同項の前に次の一項を加える。

4 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえ、た指定児童発達支援（治療に係る部分を除く。以下この条及び次条において同じ。）の確保並びに次項に規定する指定児童発達支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行わなければならない。

第二十六条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。

第二十六条の次に次の二条を加える。

第二十六条の二 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに指定児童発達支援プログラム（前条第四項に規定する領域との関連性を明確にした指定児童発達支援の実施に関する計画をいう。）を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（障害児の地域社会への参加及び包摂の推進）

第二十六条の三 指定児童発達支援事業者は、障害児が指定児童発達支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすること、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加及び包摂（第二十七条第四項において「インクルージョン」という。）の推進に努めなければならない。

第二十七条第二項中「行い、」を「行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度

に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう」に改め、同条第四項中「課題、」の下に「第二十六条第四項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」を加え、同条第五項中「当たっては」の下に「、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で」を加え、同条第七項中「通所給付決定保護者」の下に「及び当該通所給付決定保護者に対して指定障害児相談支援（法第二十四条の二十六第二項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を提供する者」を加える。

第二十八条に次の一項を加える。

2 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。

第三十条（見出しを含む。）中「指導、訓練等」を「支援」に改める。

第三十五条中「特例障害児通所給付費」の下に「又は肢体不自由児通所医療費」を加える。

第三十九条中「指導訓練室」を「発達支援室」に改める。

第四十二条中「指定児童発達支援事業者」の下に「（治療を行うものを除く。）」を加える。

第四十九条第一項中「第五条第十八項」を「第五条第十九項」に改める。

第五十六条第一項中「指導訓練」を「発達支援」に改め、同条第二項中「指導訓練」を「発達支援」に、「訓練」を「支援」に改める。

第二章第三節を次のように改める。

第三節 削除

第六十一条から第七十条まで 削除

第七十一条中「必要な訓練」を「必要な支援」に、「指導及び訓練」を「支援」に改める。

第七十四条第一項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同条第二項中「指導訓練室」を「発達支援室」に、「訓練」を「支援」に改める。

第七十九条第一項中「指導訓練」を「発達支援」に改め、同条第二項中「指導訓練」を「発達支援」に、「訓練」を「支援」に改める。

第八十条の九中「（第四項及び第五項を除く。）」を「（第六項及び第七項を除く。）」、「第二十六条の二」に、「第四十九条、第五十条」を「から第五十条まで」に、「第五十二条から第五十四条まで及び第六十九条の二」を「及び第五十二条から第五十四条まで」に改め、「第二十七条中「児童発達支援計画」とあるのは「居

宅訪問型児童発達支援計画」と)の下に「、同条第四項中「第二十六条第四項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「第二十六条第四項に規定する領域との関連性を踏まえた」とを、「省令第四十七条」と)の下に「、第四十八条第一項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」とを加える。

第八十八条中「(第四項及び第五項を除く。)」を「(第四項を除く。)、第二十六条の三」に、「、第四十九条、第五十条」を「から第五十条まで」に改め、「、第六十九条の二」を削り、「及び第二十七条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」とを「中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、同条第六項中「を受けて」とあるのは「及び当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設(以下「訪問先施設」という。)による評価(以下「訪問先施設評価」という。)を受けて」と、同項第五号中「障害児及びその保護者」とあるのは「障害児及びその保護者並びに当該訪問先施設」と、同条第七項中「自己評価及び保護者評価」とあるのは「自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価」と、「保護者に示す」とあるのは「保護者及び訪問先施設に示す」と、第二十七条第一項及び第二項中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、同条第四項中「第二十六条第四項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「インクルージョンの観点を踏まえた」と、「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、同条第五項中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、「担当者等」とあるのは「担当者及び当該障害児に係る訪問先施設の担当者等」と、同条第六項から第八項まで及び第十項中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」とに改め、「省令第四十七条」と)の下に「、第四十八条第一項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」とを加える。

第九十一条第一項中「、第六十五条」を削り、同条第二項中「、第六十五条」を削り、「指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援」を「指定児童発達支援」に改め、「、指定医療型児童発達支援の事業」を削り、同条第三項及び第四項中「、第六十五条」を削る。

第九十一条の二第二項中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に、「第二百五十九条」を「第二百六十五条」に改め、「、第七十条」を削り、同条第二項中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

第九十四条第一項中「。」の下に「及び障害児(十五歳以上の障害児に限る。)」

が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な事項を定めた計画（以下この章において「移行支援計画」という。）を加える。

第百十一条第一項中「入所支援計画」の下に「及び移行支援計画」を加え、同条中第三項を第五項とし、第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児ができる限り良好な家庭的環境において指定入所支援を受けることができるよう努めなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。

第百十二条第二項中「この条」の下に「及び次条」を加え、「行い、」を「行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう」に改め、同条第五項中「当たっては」の下に「、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（移行支援計画の作成等）

第百十二条の二 指定福祉型障害児入所施設の管理者は、児童発達支援管理責任者に移行支援計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、アセスメントを行い、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な支援内容の検討をしなければならない。

3 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な取組、当該支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した移行支援計画の原案を作成しなければならない。

4 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成後、移行支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも六月に一回以上、移行支援計画の見直しを行い、必要に応じて移行支援計画の変更を行うものとする。

5 前条第三項及び第五項から第七項までの規定は、第二項に規定する移行支援計

画の作成について準用する。

6 前条第三項、第五項から第七項まで及び第九項並びに第二項及び第三項の規定は、第四項に規定する移行支援計画の変更について準用する。

第百十三条中「前条」を「前二条」に改め、同条に次の一項を加える。

2 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。

第百十六条（見出しを含む。）中「指導、訓練等」を「支援」に改める。

第百三十条に次の二項を加える。

3 指定福祉型障害児入所施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において単に「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 指定福祉型障害児入所施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第百四十二条第二項第一号中「入所支援計画」の下に「及び移行支援計画」を加える。

第百四十七条中「以下」を「第二百二十四条において」に改める。

第百五十条中「指導」の下に「又は支援」を加える。

第百六十三条第一項中「及び児童家庭支援センター」を「、児童家庭支援センター及び里親支援センター」に改める。

第百六十八条第二項中「福祉型児童発達支援センター、医療型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改める。

第百七十八条中「ついて」の下に「、年齢、発達の状況その他の当該乳幼児の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、乳幼児の意見又は意向」を加える。

第百八十条中「児童家庭支援センター」の下に「、里親支援センター」を加える。

第百八十六条中「ついて」の下に「、年齢、発達の状況その他の当該母子の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、母子それぞれの意見又は意向」を加える。

第百八十九条中「婦人相談所」を「里親支援センター、女性相談支援センター」

に改める。

第二百九条中「ついで」の下に「、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、児童の意見又は意向」を加える。

第二百十二条中「児童家庭支援センター」の下に「、里親支援センター」を加える。

第四章第十節の節名を次のように改める。

第十節 児童発達支援センター

第二百二十七条から第二百三十条までの規定中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改める。

第二百三十一条を次のように改める。

第二百三十一条 削除

第二百三十二条を次のように改める。

(心理学的及び精神医学的診査)

第二百三十二条 児童発達支援センターにおいて障害児に対して行う心理学的及び精神医学的診査は、児童の福祉に有害な実験にわたってはならない。

第四章第十一節を次のように改める。

第十一節 削除

第二百三十三条から第二百三十六条まで 削除

第二百四十一条中「ついで」の下に「、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、児童の意見又は意向」を加える。

第二百四十四条中「児童家庭支援センター」の下に「、里親支援センター」を加える。

第二百五十一条中「ついで」の下に「、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、児童の意見又は意向」を加える。

第二百五十四条中「児童家庭支援センター」の下に「、里親支援センター」を加える。

第二百五十八条第二項中「婦人相談員」を「女性相談支援員」に改める。

第四章第十五節中第二百五十九条を第二百六十五条とする。

第四章中第十五節を第十六節とし、第十四節の次に次の一節を加える。

第十五節 里親支援センター

(設備の基準)

第二百五十九条 里親支援センターには、事務室、相談室等の里親及び里親に養育される児童並びに里親になろうとする者が訪問できる設備その他事業を実施するために必要な設備を設けなければならない。

(職員)

第二百六十条 里親支援センターに置くべき職員に係る基準は、省令第八十八条の六に規定する基準の例によることとする。

(里親支援センターの長の資格等)

第二百六十一条 里親支援センターの長の資格等に係る基準は、省令第八十八条の七に規定する基準の例によることとする。

(里親支援)

第二百六十二条 里親支援センターにおける支援は、里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進、新たに里親になることを希望する者の開拓、里親、小規模住居型児童養育事業に従事する者及び里親になろうとする者への研修の実施、法第二十七条第一項第三号の規定による児童の委託の推進、里親、小規模住居型児童養育事業に従事する者、里親又は小規模住居型児童養育事業に従事する者に養育される児童及び里親になろうとする者への支援その他の必要な支援を包括的に行うことにより、里親に養育される児童が心身ともに健やかに育成されるよう、その最善の利益を実現することを目的として行わなければならない。

(業務の質の評価等)

第二百六十三条 里親支援センターは、自らその行う法第四十四条の三第一項に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(関係機関との連携)

第二百六十四条 里親支援センターの長は、県、市町村、児童相談所及び里親に養育される児童の通学する学校並びに必要なに応じ児童福祉施設、児童委員等関係機関と密接に連携して、里親等への支援に当たらなければならない。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第四十九条第一項の改正規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第百四号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

令和六年二月二十日提出

埼玉県知事 大野元裕

提 案 理 由

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、指定障害児通所支援事業等に係る運営に関する基準等を改定等したいので、この案を提出するものである。

第三十四号議案

埼玉県健康づくり安心基金条例を廃止する条例

埼玉県健康づくり安心基金条例（平成三十一年埼玉県条例第十一号）は、廃止する。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

令和六年二月二十日提出

埼玉県知事 大野元裕

提案理由

埼玉県健康づくり安心基金を廃止したいので、この案を提出するものである。

第三十五号議案

医療法施行条例の一部を改正する条例

医療法施行条例（平成二十四年埼玉県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「及び第四十八条」を削る。

第四条第二号中「、第五十二条の二第一項の規定により読み替えて適用する第五十二条第五項及び第五十三条の二第一項の規定により読み替えて適用する第五十三条（同条第一号に係る部分に限る。）」を削り、同条第三号中「、第五十二条の二第一項の規定により読み替えて適用する第五十二条第六項及び第五十三条の二第一項の規定により読み替えて適用する第五十三条（同条第二号に係る部分に限る。）」を削り、同条第四号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

第六条第一号中「、第五十四条の二第一項の規定により読み替えて適用する第五十四条（同条第一号に係る部分に限る。）及び第五十五条の二第一項の規定により読み替えて適用する第五十五条並びに」を「及び」に改め、同条第二号中「、第五十四条の二第一項の規定により読み替えて適用する第五十四条（同条第二号に係る部分に限る。）及び第五十五条の二第一項の規定により読み替えて適用する第五十五条並びに」を「及び」に改める。

第八条を削る。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

令和六年二月二十日提出

埼玉県知事 大野 元 裕

提 案 理 由

介護療養病床の廃止に伴い、療養病床を有する病院等の従業者の基準等の特例措置を廃止するとともに、医療法施行規則の一部改正に伴い、病院の従業者の基準を改定したいので、この案を提出するものである。

第三十六号議案

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成十一年埼玉県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

別表第二百二項事務の欄中7を8とし、6を7とし、5を6とし、4の次に次のように加える。

5 法第二十八条第二項の規定による証明

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

令和六年二月二十日提出

埼玉県知事 大野 元 裕

提 案 理 由

難病の患者に対する医療等に関する法律の一部改正により新たに規定された知事の権限に属する事務の一部を川越市、川口市及び越谷市が処理することとしたいので、この案を提出するものである。

第三十七号議案

埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例

埼玉県産業技術総合センター条例（平成十四年埼玉県条例第八十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表第五項中チを削り、リをチとし、又から力までをリからワまでとし、同項ヨ中「一九〇円」を「六八〇円」に改め、同項中ヨをカとし、タからウまでをヨからムまでとし、キを削り、ノをウとし、オをキとし、クをノとし、ヤを削り、マをオとし、ケをクとし、同表第六項中イを削り、ロをイとし、ハをロとし、ニをハとし、ホを削り、ヘをニとし、トからルまでをホからリまでとし、その次に次のように加える。

又 マルチミル（食品用）	一時間	四二〇円
--------------	-----	------

別表第一第一号の表第六項中ヲをルとし、ワからソまでをワからレまでとし、その次に次のように加える。

ソ 食品用乾燥機	一時間	一九〇円
----------	-----	------

別表第一第一号の表第八項タを削り、同表第九項中カをヨとし、ワをカとし、ヲをワとし、ルの次に次のように加える。

ヲ 顕微ラマン分光光度計	一時間	四、〇〇〇円
--------------	-----	--------

別表第二第一号の表第一項中

(16) 熱分析装置による分析	(17) X線回折装置による分析	(18) アルコールアナライザによる定量分析	(19) 味覚センサによる分析		
			酸味、塩味、苦味、旨味及び渋味測定	一試料一測定	一四、三〇〇（一試料を増ごとに四、三〇円を加える
酸味、塩味、苦味、旨味、渋味及び甘味測定	一試料一測定	一試料一測定	酸味、塩味、苦味、旨味、渋味及び甘味測定	一試料一測定	一九、八〇〇（一試料を増ごとに五、一〇円を加える

(16) 顕微ラマン分光	試料分析	一試料一測定	九、八二〇円
--------------	------	--------	--------

六〇〇円

一試料 一項目	五、三三〇円
一試料 一測定 (一測定を増す ごとに九三〇円 を加える。)	三、三〇〇円

に、

一試料 一層	二、
一試料 一層	二、
一試料 一層	二、
一試料 一層	二、
一試料 一層	二、

(5)
複

項中

(8) 粒度分布試験	一試料 一項目	五、三三〇円
---------------	------------	--------

を

(9) ぬれ性試験	(8) 粒度分布試験
--------------	---------------

〇九す円 | 〇七す円 | 円 | 円 | 円

を

(20) 味覚セ ンサによ る分析	(19) アル コールア ナライ ザによる 定量分析	(18) X 線回折 装置に よる分 析	(17) 熱 分析 装置に よる分 析	光度計に よる分 析	イメージ ング	一時間 一五、二〇〇 円	一五、二〇〇 円
酸味、塩味、 苦味、旨味 及び渋味測 定	一試料 一測定	一試料 一測定	一試料 一測定	一試料 一測定	一試料 一測定	三、八八〇 円	九、七七〇 円
酸味、塩味、 苦味、旨味、 渋味及び甘 味測定	一試料 一測定	一試料 一測定	一試料 一測定	一試料 一測定	一試料 一測定	二、四二〇 円	一四、三〇〇 円
(一試料を増す ごとに四、三七 〇円を加える。)	(一試料を増す ごとに五、一九 〇円を加える。)	(一試料を増す ごとに五、一九 〇円を加える。)	(一試料を増す ごとに五、一九 〇円を加える。)	(一試料を増す ごとに五、一九 〇円を加える。)	(一試料を増す ごとに五、一九 〇円を加える。)	(一試料を増す ごとに五、一九 〇円を加える。)	(一試料を増す ごとに五、一九 〇円を加える。)

に改め、
同表第二

二一〇円を増すご
〇〇円を
)

を

(1) 膜厚測定	一試料 一層	六〇〇円
----------	-----------	------

に、

(6) 券

合サイクル試験	二四時	八、九三〇円 (二四時間まで を増すごとに四、 七三〇円を加え る。)
一込め	二、六九〇円	
一時間		

を

(5) 複合サイクル試験	二四 間
--------------	---------

時 八、九三〇円
(二四時間まで
を増すごとに四、
七三〇円を加え
る。)

に改め、同表第三項中

(8) 非接触三次元測定機 による測定	一試料 一測定
(9) ねじの測定	一試料 一測定

一五、五〇〇円
(一測定を増す
ごとに五、七八
〇円を加える。)

を

(8) 非接触三次元測定機 による測定	一試料 一測定	一五、五〇〇円 (一測定を増す ごとに五、七八 〇円を加える。)
------------------------	------------	-------------------------------------------

に改

め、同表第七項中

(4) 衝撃試験片調製	三〇分	一、七五〇円
(5) 硬さ試験片調製	三〇分	五九〇円
(6) 顕微鏡試験片調製	三〇分	七六〇円
(7) X線マイクロアナ イザ試験片調製	三〇分	一、三五〇円
(8) 工芸材料試験片調製	三〇分	一、一〇〇円
(9) 精密研磨器による調 製	三〇分	二、六一〇円

を

(7) よ	(6) イ	(5)	(4)
-------	-------	-----	-----

(10) 平面ミリング装置による調製	一試料	九一〇円
--------------------	-----	------

硬さ試験片調製	三〇分	五九〇円
顕微鏡試験片調製	三〇分	七六〇円
X線マイクロアナライザ試験片調製	三〇分	一、三五〇円
平面ミリング装置による調製	一試料	九一〇円

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和六年二月二十日提出

埼玉県知事 大野 元 裕

提 案 理 由

新たに埼玉県産業技術総合センターの試験研究機器に係る使用料の額及び依頼試験に係る手数料の額を定め、並びに試験研究機器に係る使用料の額を改定するとともに、老朽化した試験研究機器に係る使用料及び依頼試験に係る手数料の額の定めを廃止したいので、この案を提出するものである。

第三十八号議案

埼玉県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

第一条 埼玉県建築基準法施行条例（昭和三十五年埼玉県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第五十六条の七第二項中「ものの住宅の用途に供する部分」を「ものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（以下この項並びに第四項第二号及び第三号において「老人ホーム等」という。）の用途に供する部分（第四項各号に掲げる建築物の部分を除く。以下この項において同じ。）」に改め、「当該建築物の住宅」の下に「及び老人ホーム等」を加え、同条第四項中「共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する」を「次に掲げる建築物の」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 令第三百三十五条の十六に規定する昇降機の昇降路の部分
- 二 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下又は階段の用に供する部分
- 三 住宅又は老人ホーム等に設ける機械室その他これに類する建築物の部分（給湯設備その他の法第五十二条第六項第三号に規定する国土交通省令で定める建築設備を設置するためのものであつて、市街地の環境を害するおそれがないものとして同号に規定する国土交通省令で定める基準に適合するものに限る。）で、知事が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの

第五十六条の七第六項に次の一号を加える。

四 建築物のエネルギー消費性能（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第二条第一項第二号に規定するエネルギー消費性能をいう。次条第四項において同じ。）の向上のため必要な外壁に関する工事その他の屋外に面する建築物の部分に関する工事を行う建築物で構造上やむを得ないものとして法第五十二条第十四項第三号に規定する国土交通省令で定めるもの

第五十六条の八の見出し並びに同条第一項及び第二項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 建築物のエネルギー消費性能の向上のため必要な外壁に関する工事その他の屋外に面する建築物の部分に関する工事を行う建築物で構造上やむを得ないものとして法第五十三条第五項第四号に規定する国土交通省令で定めるもので、知事が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可したものの建蔽率は、前三項の規定にかかわらず、その許可の範囲内において、これらの規定による

限度を超えるものとすることができる。

第五十六条の八に次の一項を加える。

6 第五十六条の五第二項の規定は、第四項の規定による許可をする場合に準用する。

第二条 埼玉県建築基準法施行条例の一部を次のように改正する。

第十八条中「主要構造部」を「特定主要構造部」に、「耐火構造又は」を「耐火構造でない、又は当該部分の主要構造部が」に改める。

第三十二条中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改め、「耐火構造又は」の下に「主要構造部を」を加える。

第五十六条の七第六項第四号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和六年四月一日から施行する。

令和六年二月二十日提出

埼玉県知事 大野元裕

提 案 理 由

建築基準法の一部改正を踏まえ、都市計画区域以外の区域のうち知事が指定する区域内における建築物の敷地又は構造の制限を緩和するとともに、規定の整備をしたいので、この案を提出するものである。

第三十九号議案

埼玉県工業用水道料金徴収条例の一部を改正する条例

埼玉県工業用水道料金徴収条例（昭和四十一年埼玉県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三号イ中「記録紙を使用する」を「一時間における使用水量を記録する」に、同号ロ中「記録紙を使用しない」を「一時間における使用水量を記録しない」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

令和六年二月二十日提出

埼玉県 知事 大野 元 裕

提 案 理 由

工業用水の利用者の利便性の向上を図るため、使用水量の確認に電磁的方法を導入することに伴い、超過料金に関する規定を改めたいので、この案を提出するものである。

第四十号議案

埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例の一部を改正する条例

埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例（昭和三十年埼玉県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第一項中「七百二十九人」を「七百三十一人」に改める。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

令和六年二月二十日提出

埼玉県知事 大野 元 裕

提案理由

一人一台端末を活用した個別最適な学びの推進等に対処するため、教育委員会事務局職員の定数を改定したいので、この案を提出するものである。

第四十一号議案

埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例

埼玉県学校職員定数条例（昭和三十年埼玉県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表を次のように改める。

職員種別	学校種別	職員種別	学校種別
校長及び教員（副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師をいう。）	県立高等学校及び市町村立高等学校（定時制の課程に限る。）	県立及び市町村立の特別支援学校	県立中学校及び市町村立中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）
その他の職員	一、三六四 人	五一一 人	五一四 人
	七、八五四 人	四、七二二 人	九、六八九 人
			一七、二八一 人
			一、〇二五 人

附 則

- 1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。
- 2 改正後の第二条第一項の規定の適用については、令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間は、同項の表中「七、八五四人」とあるのは「七、九一七人」と、「九、六八九人」とあるのは「九、七九三人」とする。

令和六年二月二十日提出

埼玉県知事 大野 元 裕

提 案 理 由

高等学校及び義務教育諸学校における教職員の標準定数の変更のため、学校職員の定数を改定したいので、この案を提出するものである。

第四十二号議案

埼玉県公立学校情報機器整備基金条例

(設置)

第一条 初等中等教育段階の公立学校における情報機器の整備に係る事業に要する経費の財源に充てるため、埼玉県公立学校情報機器整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、当該積立てをする年度の一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第五条 基金は、第一条に規定する事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、令和十一年三月三十一日限り、その効力を失う。

令和六年二月二十日提出

埼玉県知事 大野元裕

提 案 理 由

初等中等教育段階の公立学校における情報機器の整備に係る事業に要する経費の財源に充てるため、埼玉県公立学校情報機器整備基金を設置したので、この案を提出するものである。

第四十三号議案

埼玉県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例

埼玉県地方警察職員定数条例（昭和二十九年埼玉県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

附則第一項に見出しとして「（施行期日）」を付する。

附則第二項に見出しとして「（定数外の職員）」を付し、附則に次の一項を加える。

（職員の定数の特例）

3 令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間は、次の各号に掲げる職員の定数は、第二条第一項の規定にかかわらず、同項で定める職員の定数に、それぞれ当該各号に定める数を加えた定数とする。

- 一 警部 一人
- 二 警部補及び巡査部長 三人
- 三 警察官以外の職員 二人

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

令和六年二月二十日提出

埼玉県知事 大野元裕

提案理由

定年の引上げに伴い、警察官の階級別の定数及び警察官以外の職員の定数の特例を定めたいので、この案を提出するものである。

第四十四号議案

埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部を改正する条例
埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例（平成十二年埼玉県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

別表第六号の表第五号中「一万二千七百円」を「一万四千元」に改める。

別表第九号の表第二号を削り、同表第三号中「認定証の」を「認定の」に、「警備業認定証更新申請手数料」を「警備業認定更新申請手数料」に改め、同号を同表第二号とし、同表中第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号から第九号までを二号ずつ繰り上げ、第九号の二を第八号とし、第九号の三を第九号とし、第十三号を第十五号とし、第十号から第十二号までを二号ずつ繰り下げ、第九号の五を第十号とし、第九号の四を第十号とする。

別表第十号を次のように改める。

十 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく手数料

事務の種類別	名称	金額
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第四条の規定に基づく自動車運転代行業の認定の申請に対する審査	自動車運転代行業認定申請手数料	一万二千元

別表第十二号を削る。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

令和六年二月二十日提出

埼玉県知事 大野元裕

提 案 理 由

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基
本法等の一部を改正する法律の施行等に伴い、警備業認定証再交付手数料等の定め
を廃止するとともに、猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習手数料の額を改定す
る等したいので、この案を提出するものである。